

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの事業は、産業や暮らしの基盤となる半導体やフラットパネルディスプレイ等の製造に係るものであり、社会からの信頼を強く求められているものと認識しており、この信頼の維持強化が、当社の企業価値の基盤になると考えております。このため、株主利益重視の観点からの経営効率性の向上に努めるだけでなく、経営の健全性維持及び透明性向上を重要視し、コンプライアンス遵守の徹底、堅牢な内部統制の構築・整備がコーポレート・ガバナンス上重要であると認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4. 議決権の電子行使や招集通知の英訳】

当社の株主構成における海外投資家の比率が低いため、招集通知の英訳は行っておりませんが、今後、株主構成の変化等を踏まえ招集通知の英訳の検討を行ってまいります。なお、2021年より議決権の電子行使を可能とするための環境を整えております。

【補充原則4-1-3. 最高経営責任者の後継者の計画とその監督】

当社は、取締役候補者の選定に際しては、候補者となる人材がその役割と責務を担い、企業価値の向上に資する能力、経験、実績等を有しているかを総合的に検討し、社外取締役を議長とした取締役4名（うち社外取締役は2名）で構成された指名委員会の答申を踏まえ取締役会決議をもって選定しておりますが、後継者の計画（プランニング）の策定は行っておりません。

今後、代表取締役等の後継者の計画（プランニング）の策定について取締役会において議論を重ね検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式として上場株式を保有する場合には、事業戦略上の重要性、取引関係の維持・拡大及びそこから生じる収益等を総合的に勘案し、将来の取引関係、企業価値の向上に資するか等総合的に判断する方針としています。取締役会において判断方針に沿っているかを精査し、保有の妥当性が認められないと考える場合には縮減する等見直しております。

また、当該保有株式に係る議決権行使にあたっては、議案の内容を精査し発行会社の企業価値向上が期待できるかどうかや株主に対する利益還元方針等を勘案し総合的に賛否を判断いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の競業取引、利益相反取引については、社内規程により事前に取締役会の承認を得ることとしており、会社や株主共同の利益を害することのないよう、取引の合理性や必要性、取引条件の妥当性を確保しております。

また、承認された取引については、その実績を四半期毎に取締役会へ報告しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう各種研修への参加等により人材の育成を図ることと併せて、運用機関による年金資産の運用状況やスチュワードシップ活動を定期的にモニタリングすることにより、積立金の適切な運用環境の整備に努めております。また、企業年金の受益者と利益相反が生じる場合は、適切な手続きを行い管理することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、中長期の経営計画を当社のウェブサイト、決算説明資料等にて開示しております。

経営理念

https://www.nomura-nms.co.jp/company/01_05.html

中長期の経営計画（中期経営計画HiPES-2023）

https://www.nomura-nms.co.jp/ir/03_04.html

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「I. 1. 基本的な考え方」に掲載しております。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

本報告書「II. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に掲載しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役（監査等委員を除く。）候補者は、性別・年齢・人種などを問うことはせず、当社グループを取り巻く環境を理解し、広範な知識、専門分野の経験、複数の部門における業務経験、マネジメント経験等の要素を総合的に勘案し、広い視野から事業の方向性や戦略を打ち出すことができる人材とし、社外取締役を議長とした取締役4名（うち社外取締役は2名）で構成された指名委員会に諮問するとともに、同委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定しております。

また、監査等委員である取締役候補者は高い専門性と見識、豊富な経験を有する者とし、監査等委員会の同意を得たうえ、取締役会において決定しております。

取締役に職務上の義務違反、職務懈怠など解任すべき事情が生じた場合は、取締役会が解任案を決定し、会社法の規定に従って解任することとしております。

(v) 取締役会が上記 (iv) を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

個々の取締役の選解任の理由については、株主総会招集通知により開示するほか、必要に応じて適時・適正に開示いたします。

[補充原則4-1-1. 経営陣に対する委任の範囲]

当社は、法令及び定款に定められた事項に加えて「取締役会規程添付細則」及び「職務権限規程」に取締役会決議事項及び代表取締役の決裁事項を定めております。業務執行部門は、取締役会の決定した経営方針及び「職務権限規程」に従い、代表取締役の指揮・監督の下で適正な業務執行にあっております。

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社の社外取締役については、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性基準に則るとともに、企業経営や財務・会計等の専門領域における豊富な経験や知見を有し、当社の経営課題について積極的に提言・提案や意見を表明することができる方を候補者に選定しております。

[補充原則4-11-1. 取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

当社は、性別・年齢・人種などを問うことはせず、当社グループを取り巻く環境を理解し、広範な知識、専門分野の経験、複数の部門における業務経験、マネジメント経験等の要素を総合的に勘案し、広い視野から事業の方向性や戦略を打ち出すことができる人材を取締役候補者として選任し、社外取締役を議長とした取締役4名（うち社外取締役は2名）で構成された指名委員会の答申を踏まえ取締役会で十分に審議を行い、株主総会にて決定しております。なお、定款において監査等委員でない取締役10名以内、監査等委員である取締役4名以内を取締役の適切な人数と判断しこれを定めております。

[補充原則4-11-2. 取締役の兼任状況]

取締役（監査等委員である取締役を含む。）の他社役員兼務は、当社の職務執行に影響を及ぼさない範囲で行います。なお、取締役及び候補者の重要な兼職の状況については、株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書において開示しております。

[補充原則4-11-3. 取締役会の実効性の分析・評価]

当社では、取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員に対して、取締役会の構成や運営状況等についてアンケート調査を実施し、その結果の分析・評価につきましては期末または翌期の期初取締役会において報告を行い、当該報告に基づき議論を行い、実効性が確保されているか否か確認することとしております。今後においても取締役会の実効性について定期的に分析・評価を行うことにより継続的な取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

[補充原則4-14-2. 取締役に対するトレーニングの方針]

当社の取締役は、その期待される役割・責務、法令上の権限・義務の理解等に必要な知識の習得や最新情報の入手のため、随時研修会・セミナー等に参加しており、その費用は会社負担としております。また、社外取締役に対しては、就任時に当社の事業内容や組織、経営課題について説明を実施し、当社事業への理解を深める機会を提供しております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社のIR活動においては、IR担当取締役である代表取締役社長が株主との対話（面談）を行っており、株主との信頼関係の構築を図るとともに、この対話を通じて透明性、正確性、一貫性のある情報を株主に提供することを基本姿勢としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
北興化学工業株式会社	1,100,000	11.96
BWT HOLDING GMB H	357,000	3.88
KBC BANK NV-UCITS CLIENTS NON TREATY	313,900	3.41
株式会社りそな銀行	300,000	3.26
積水化学工業株式会社	300,000	3.26
野村殖産株式会社	300,000	3.26
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	297,200	3.23
千田豊作	277,100	3.01
カツラギ工業株式会社	229,000	2.49
ノムラ・ジャパン株式会社	200,000	2.17

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

自己株式を953,160株 (9.39%) 保有しており、大株主の状況の割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂野英雄	他の会社の出身者											
市橋 仁	他の会社の出身者							△				
佐藤光輝	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂野英雄	○	○	坂野英雄氏は、当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係はなく、上記の項目に該当していないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。	公認会計士及び税理士としての専門的立場から意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、監査実務経験に基づく意見の表明を行っていただき、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外)に選任しております。
市橋 仁	○	○	市橋 仁氏は、当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係はありません。 また、同氏は北興化学工業株式会社の元取締役ですが、同社取締役退任後は、他社役員の兼務をしておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。	主要株主である北興化学工業株式会社の元取締役(2010年2月退任)であり、長年財務及び会計関連業務に携わっており、その知識・経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役(社外)に選任しております。

佐藤光輝	○	○	佐藤光輝氏は、当社との間に人的関係、資本関係及び重要な取引関係はなく、上記の項目に該当していないため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に選任しております。	弁護士として豊富な経験と幅広い知見を有しており、客観的かつ公正な視点で取締役会の監督・監査を行うことにより、経営基盤の健全性・透明性が図れるものと判断し、監査等委員である取締役（社外）に選任しております。
------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会が監査等委員会補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとしており、この場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保しております。

また、監査等委員会補助者を置く場合は、業務の遂行に係る役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとしております。なお、当社は「監査等委員会の職務補助ならびに報告体制に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を明記しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、内部監査室とともに三様監査連絡会を原則四半期に1回開催し、監査を充実させるための情報交換（それぞれの往査報告、監査方針、監査計画、監査の重点項目、留意すべき点の確認、往査日程の調整等）を行う等の綿密な連携により監査の有効性及び効率性を高めております。

なお、会計監査人の監査終了時には、関係部署を含めて監査報告会を開催しております。
また、監査等委員会、会計監査人と内部監査室の間では、上記以外にも適宜、情報交換及び意見交換を行う場を設けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

- 指名委員会**
 当社は、適切なリスクテイク等の役割・責任を果たすための経営陣・監査等委員以外の取締役の指名に資する評価、助言及び審議を行うことを目的として任意の指名委員会を設置しております。指名委員会は、監査等委員である社外取締役市橋 仁が議長を務めており、構成員は監査等委員である取締役小柴真彦、佐藤光輝及び取締役千田豊作の3名であります。
- 報酬委員会**
 当社は、適切かつ透明性の高い役員報酬制度の構築・助言及び審議を行うことを目的として任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、監査等委員である社外取締役坂野英雄が議長を務めており、構成員は監査等委員である取締役小柴真彦、佐藤光輝及び取締役八巻由孝の3名であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。
「独立役員の選任基準」の内容については、本報告書「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]の「原則4・9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2020年8月11日開催の取締役会において、当社の業績と株式価値との連動性を一層強固なものとし、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権付与することを決議いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）への付与は以下のとおりであります。

取締役9名 335個

また、当社は、2019年5月13日開催の取締役会において、当社グループの企業価値向上のためのインセンティブを付与するとともに、取締役と株主との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度導入を決議し、同年6月20日開催の第50回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額として年額30,000千円以内と決議されております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員
---	-----------

該当項目に関する補足説明 更新

上記①取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況「該当項目に関する補足説明」に記載のとおりです。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（監査等委員を除く。）への報酬等の額は、2020年6月23日開催の第51回定時株主総会において、年額350,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議され、また、これとは別枠で、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において、企業価値向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の総額として年額30,000千円以内と決議されております。また、監査等委員への報酬等の額は、2019年6月20日開催の第50回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議されております。

なお、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額につきましては、有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）を除く。以下同じ。）の報酬については、2020年6月23日開催の第51回定時株主総会の決議により年額350,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、また、これとは別枠で2019年6月20日開催の第50回定時株主総会の決議により譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権の総額として年額30,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、株式数の上限を年50,000株以内と決定しております。

<基本方針>

当社の取締役個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本とし、加えて、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして株主利益と連動した報酬体系としております。具体的には業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬及び退職慰労金によって構成しておりますが、非常勤取締役及び社外取締役への譲渡制限付株式の付与及び退職慰労金の支給は行いません。

<取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針>

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的な権限について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、賞与及び譲渡制限付株式報酬の評価配分といたします。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。なお、譲渡制限付株式報酬は、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会で個人別の割当て株式数を決議いたします。

・基本報酬

取締役の役位・役割に応じ業務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬であります。基本報酬は、計算基礎額として従業員の賃金モデルを参考とした取締役報酬内規による算定額をベースに、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の役位、職責、在任年数、時間に応じた報酬を勘案し、報酬委員会での審議・答申を踏まえ取締役会が決議し、取締役会から委任を受けた代表取締役八巻由孝及び内田 誠が限度額の範囲内において個別の報酬額を決定しております。

・賞与

取締役の基本報酬に業績等を勘案し役位に応じ所定の係数を乗じた額を、7月及び12月に支給する金銭報酬であります。なお、賞与の個人別報酬額の決定は、報酬委員会での審議・答申を踏まえ代表取締役八巻由孝及び内田 誠が限度額の範囲内において個別の報酬額を決定しております。

・譲渡制限付株式報酬

中長期的な業績向上・企業価値向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）と株主との一層の価値共有を進めることを目的として6月の取締役会後に付与する非金銭報酬であります。

当社の取締役会決議に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、当社の普通株式を発行または処分し、これを保有させるもの（以下、「本制度」という。）とし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内と決定しております。本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限期間、譲渡制限期間の満了による譲渡制限の解除、退任等の場合の取扱い、組織再編等における取扱い、その他の事項等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとしております。なお、譲渡制限付株式報酬の支給水準及び個人別割当て株式数については、上記賞与と同様であります。

・退職慰労金

当該取締役の退任時に支給する金銭報酬であります。退職慰労金は、株主総会の決議をもって役員退職慰労金取扱内規で定めた計算方法に基づき報酬委員会での審議・答申を踏まえ取締役会が決議し、取締役会から委任を受けた代表取締役八巻由孝及び内田 誠が個別の支給額を決定いたします。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会の開催に際し、社外取締役に対して必要に応じ付議議案に係る資料の事前配付または事前説明を行っております。また、監査等委員会におきましては常勤の監査等委員が監査等委員である社外取締役と当社内の各部署との窓口となり意見を交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、2018年6月21日開催の第49回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

<取締役会>

取締役会は、経営の最高意思決定機関として、原則毎月1回開催しており、会社法第399条の13に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定するとともに、業務執行状況の監督を行っております。

代表取締役社長である八巻由孝が議長を務め、構成員は取締役の千田豊作、内田 誠、芳賀孝之、依田博明、阿部 嗣、瀬戸口一彦、三阪雅登、西江勝治の8名及び監査等委員である取締役の小柴真彦、坂野英雄（社外取締役）、市橋 仁（社外取締役）、佐藤光輝（社外取締役）の4名であります。

<監査等委員会>

監査等委員会は、原則毎月1回開催しており、内部統制システムの整備・運用状況等の監視・検証を通じて、取締役会、取締役（監査等委員を除く。）及び代表取締役の業務執行に関する適法性及び妥当性についての監査・監督並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であります。常勤監査等委員の小柴真彦が議長を務め、構成員は社外取締役の坂野英雄、市橋 仁、佐藤光輝の3名であります。

<経営会議>

経営会議は代表取締役社長である八巻由孝が議長を務めており、構成員は取締役の千田豊作、内田 誠、芳賀孝之、依田博明、阿部 嗣、瀬戸口一彦、三阪雅登、西江勝治の8名、常勤監査等委員の小柴真彦、議長が指名した者及び子会社代表者6名であります。原則毎月1回開催しており、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項に係る社内事前協議機関並びにグループ各社の報告・協議の場としての役割を果たしております。

<指名委員会>

当社は、適切なリスク等役割・責任を果たすための経営陣・監査等委員以外の取締役の指名に資する評価、助言及び審議を行うことを目的として任意の指名委員会を設置しております。

指名委員会は、監査等委員である社外取締役市橋 仁が議長を務めており、その他の構成員は監査等委員である取締役小柴真彦、佐藤光輝及び取締役の千田豊作の3名であります。

<報酬委員会>

当社は、適切かつ透明性の高い役員報酬制度の構築・助言及び審議を行うことを目的として任意の報酬委員会を設置しております。

報酬委員会は、監査等委員である社外取締役坂野英雄が議長を務めており、その他の構成員は監査等委員である取締役小柴真彦、佐藤光輝及び取締役の八巻由孝の3名であります。

<コンプライアンス委員会>

当社は、コンプライアンスに係る事項の決定、活動方策の策定・実施等を審議することを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、原則年2回開催しております。

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長である八巻由孝が議長を務めており、その他の構成員は取締役の千田豊作、内田 誠、芳賀

孝之、依田博明、阿部 嗣、瀬戸口一彦、三阪雅登、西江勝治、監査等委員の小柴真彦、内部監査室長及び総務部長であります。

(2) 監査の状況

当社の監査体制は、監査等委員会及び内部監査担当部署である内部監査室が会計監査人と連携して監査を行う体制を構築しております。

<監査等委員会>

監査等委員会は、常勤の監査等委員1名及び社外取締役である監査等委員3名の合計4名で構成されており、会社経営に対して透明性・公正性を担保し、十分な監査・監督を実施する体制を整えております。常勤の監査等委員は取締役会等の重要会議に出席するほか、各部門及び子会社への往査、使用人との面談、稟議書等の重要書類の閲覧等の監査を実施しております。

なお、監査等委員坂野英雄は公認会計士及び税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査等委員市橋 仁は上場企業の経営者として企業経営全般に携わっていた経歴があり、監査等委員佐藤光輝は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。

<内部監査>

内部監査については、代表取締役社長直轄の組織である内部監査室が担当し、内部監査室長1名及び担当者1名を配置しております。年間計画に基づき、本社、全国の営業拠点及び子会社を含む全ての部署を対象に内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制の監査を実施しております。監査結果は、代表取締役社長及び監査等委員会に適宜報告しております。被監査部門に対しては、監査結果に基づく改善指示及び改善状況の確認を行っております。

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は定期的に情報交換、意見交換を行い、監査効率の向上を図っております。

<会計監査人>

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、所属する公認会計士の須永真樹及び樹神祐也が会計監査業務を執行しております。同監査法人との間で締結した会計監査に係る監査契約の継続期間は20年ですが、同監査法人及び監査に従事する業務執行社員と当社の間に特別な利害関係はありません。なお、当社の2020年3月期の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他6名であります。

監査法人の選定は、監査法人の専門性、独立性、適正性等を総合的に評価し判断しております。この方針に基づき評価した結果、同監査法人が当社の監査法人として適任であると判断し、会計監査人に選定しております。

また、当社は同監査法人との間で、期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2018年6月21日開催の第49回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を図ることができると考えております。

以上から、現在の企業統治の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の概ね3週間前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	従来から、いわゆる集中日より早い日程で定時株主総会を開催しております。直近の3回は、2018年6月21日、2019年6月20日、2020年6月23日にそれぞれ開催しております。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化を図るため、招集通知の発送日前に当社ウェブサイトに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2019年9月に東京、大阪にて開催いたしました。また、2021年2月に個人投資家向けWebセミナーを開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・通期の決算情報に関して、それぞれ11月・5月に機関投資家・アナリスト向け決算説明会を開催しており、代表取締役社長が中長期の展望、実績及び通期予想または次期計画等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・四半期決算短信、有価証券報告書・四半期報告書及び決算概要、決算説明会資料、株主総会招集通知並びに適時開示資料、その他IR情報を自社ホームページに掲載しております。 (日本語) https://www.nomura-nms.co.jp/ir/03.html (英語) https://www.nomura-nms.co.jp/english/ir/03.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部広報・秘書グループ IR担当役員:代表取締役社長 八巻由孝	
その他	機関投資家・アナリストとのOne On Oneミーティング、電話取材への対応により事業内容及び業績等の説明を行っており、2019年度は32回、2020年度は82回行いました。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コンプライアンス基本規程」及び「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、野村マイクロ・サイエンスグループの企業理念に基づき遵守すべき基本事項を周知し、法令の遵守、人間の尊重、環境保護が適切に行われるように努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境への取り組みとして「環境方針」を定め、スローガンとして「『水の星・地球』を未来に伝えるために、環境にやさしい企業を目指す」ことを謳っており、「当社は事業活動において、限りある資源エネルギーの効率的な使用や継続的な改善に努め、豊かで安心できる地球環境に貢献する」という環境理念を定めております。 また、2006年には「エコアクション21」の認証・登録を行い、2008年にはISO14001の認証を取得いたしました。
その他	・女性の活躍に向けた取り組みについて 当社は、女性が出産・子育て等のライフステージの節目においても活躍できるよう、仕事と家庭・育児の両立に向けた職場環境の実現を目指した取り組みを従来より推進しております。 育児休業制度、時間短縮勤務等の育児支援制度を設け積極的に活用できる環境を作り、福利厚生制度の充実に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2018年6月21日開催の取締役会において「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議しております。改定後の内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(コンプライアンス体制)

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」を定め、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組むものとする。
- (2) コンプライアンス体制の基礎として、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」及び「コンプライアンス基本規程」並びに「コンプライアンス委員会規程」を定め、「コンプライアンス委員会規程」により社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。
- (3) 取締役(監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)を除く。)は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
- (4) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、社内通報システムを整備し、その運用を行うこととする。
- (5) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (6) 反社会的勢力・団体との関係を根絶するため、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」に「反社会的行為の根絶」を明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」を定め、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持する。

(内部監査体制)

内部統制・牽制機能として、内部監査室を執行部門から独立した内部監査部門として設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な情報については、「文書取扱管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 当社は、業務執行に係るリスクとして以下のa. からd. のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクの管理責任者についての体制を整えることとする。
 - a. 信用リスク
取引先の財務状況の悪化等から、売掛債権等の資産の価値の減少ないしは消失することにより損失を被るリスク。
 - b. 流動性リスク
財務内容の悪化により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や資金の確保により通常よりも著しく高い金利の支払いを余儀なくされることにより損失を被るリスク。
 - c. オペレーショナルリスク
取締役及び使用人が正確な事務を怠ること、もしくは事故・不正等を起こすこと、またはシステムが正常に機能しないことにより損失を被るリスク。
 - d. 法務リスク
法令や契約に違反すること、不適切な契約を締結すること、その他法的原因により損失を被るリスク。
- (2) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、リスク管理体制を構築する。不測の事態や危機が発生した場合には、社長を責任者とする対策本部を設置し、情報連絡チームを組織し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎に加え、子会社代表者と情報を共有し、当社と子会社または子会社間の課題等を協議及び審議する場として、経営会議を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
- (3) 経営会議は、取締役会にて決定された業務執行重要事項の調整を図るとともに、取締役会決議事項にかかる社内事前協議機関として、取締役及び社長が出席を求めた者並びに子会社代表者により構成する。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。
- (5) 経営計画のマネジメントについては、本マネジメントのルールである「中期経営計画作成規程」により、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。

5. 会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおいては、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」及び「コンプライアンス基本規程」を遵守することとする。
- (2) 子会社における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」を定めるものとする。経営管理については「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行う。
- (3) 当社グループの取締役(監査等委員を除く。)及び使用人は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査等委員会に報告するものとする。
- (4) 子会社が、当社からの経営管理が法令に違反し、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査等委員会に報告するものとする。
- (5) 内部監査室は、当社及び子会社の業務の状況について、定期的に監査を行い、監査の結果は当社の代表取締役へ報告する。
- (6) 当社グループは、子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、当社が定める「リスク管理規程」に準拠してリスク管理を行うものとし、子会社から当社への報告は、「関係会社管理規程」に基づき、網羅的・統括的に行うものとする。なお、経営会議においてはグループ全体のリスクマネジメント推進に関する課題・対応等を審議する。また、不測の事態や危機の発生時には、速やかに対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (7) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 当社は、当社取締役及び社長が出席を求めた者並びに子会社代表者により構成された定期的に開催する経営会議において子会社の業務内容の報告を受け、重要案件については内容の事前協議を行い、子会社の取締役会にて審議を行うこと等により子会社の取締役の職

務の執行が効率的に行われることを確保する。

- b. 子会社は、当社に準拠した業務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、体制を構築する。
- (8) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制並びに報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - a. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - b. 当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行う。
 - c. 当社は、当社の監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
 - d. 当社グループの「内部通報規程」において、当社グループの取締役（監査等委員を除く。）、監査役及び使用人が当社の定めた社外通報窓口へ直接通報することができる旨を定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益扱いの禁止を明記する。
- 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会が監査等委員会補助者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査等委員会補助者を任命することとする。この場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性を確保するものとする。
 - (2) 監査等委員会補助者を置く場合は、業務の執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。
なお、当社は「監査等委員会の職務補助ならびに報告体制に関する規程」を定め、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を明記する。
- 7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。
- 8. 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。前記に拘わらず、常勤の監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - (2) 社内通報システムを整備し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
 - (3) 常勤の監査等委員は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査等委員会で策定した監査方針及び監査計画に基づき監査を行うとともに、会計監査人、内部監査室との定期的な会議を開催するほか、緊密な連携により、監査の有効性及び効率性を高めるものとする。
- 9. 財務報告の適正性を確保するための体制
 - (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を確実に行うため、内部統制システムを構築する。
 - (2) その仕組みが適正に機能しない場合は、速やかに必要な是正を行い、牽制体制を整備・運用し、金融商品取引法及びその他の関連法令等に対する適正性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、「野村マイクロ・サイエンスグループ倫理規程」に反社会的行為の根絶を明記するとともに、「反社会的勢力対応規程」において、社長が「組織での対応」、「外部専門機関との連携」、「民事と刑事の法的対応」等を率先して遵守することにより、市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然と立ち向かい、反社会的勢力との関係を遮断する方針を堅持しております。

社内体制としては、コンプライアンス及びリスク管理に係る会議体としてコンプライアンス委員会を設置し、反社会的勢力に関する業務を所管する部署は総務部総務グループ（担当取締役、部長、担当部長各1名及び課員4名）とし、実務上のマニュアルとして「反社会的勢力に対する対応マニュアル」及び「反社会的勢力チェック手順書」を整備しております。

また、各取引先との契約においては、契約書に反社会的勢力排除条項を設け、当該条項を設ける以前に契約を締結している場合は、「反社会的勢力排除に係る覚書」を締結し、その徹底を図っております。

なお、外部組織との連携に関しては、1998年8月に神奈川県企業防衛対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策を導入しておりません。しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的としたものが出現した場合の対応方針につきましては、買収防衛策の導入の是非、必要性も含め今後継続的に慎重に検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

[適時開示体制の概要]

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、投資者が当社への投資価値を的確に判断するために必要な当社及び当社の子会社に関する情報を金融商品取引法並びに金融商品取引所が定める「有価証券上場規程」及び「有価証券上場規程施行規則」に基づき適時適切に開示することを基本方針としております。

2. 適時開示に関する社内体制

(1) 会社情報の適時開示に係る社内体制

情報開示体制におきましては、取締役会決議により情報開示担当役員を設置しているほか、総務部を情報開示担当部署として人材の強化・育成を図り、特に、上場企業としての責務を十分に認識し、投資家重視の観点から、重要事項の開示を手続上可能な限り迅速に行うことができる体制の整備・強化を図っております。

(2) 開示担当組織の整備

当社は、会社情報の管理・開示基準等を定めた「内部者取引管理規程」を制定し、同規程に基づき以下のとおり担当部署、情報管理責任者を定めております。

担当部署 総務部

情報管理責任者及び情報取扱責任者 取締役管理本部長

(3) 適時開示手続の整備

a. 決定事実に関する情報

総務部は取締役会、経営会議等重要会議の付議事項を予め入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば開示資料を作成し取締役会において当該決議事項と併せて開示資料についても承認を受け、取締役会終了後遅滞なく開示いたします。

b. 発生事実に関する情報

当該事実が発生した場合、該当する各部は総務部へ報告し、同グループは適時開示の対象となる重要事実の有無、内容及び影響等を検討し、当該事実が発生事実に関する情報に該当する場合は、直ちに開示資料を作成し取締役会の承認を得て開示いたします。

c. 決算に関する情報

経理部を中心に総務部と共同して、決算開示資料（決算短信・四半期決算短信）を作成し、取締役会の承認を得て開示いたします。

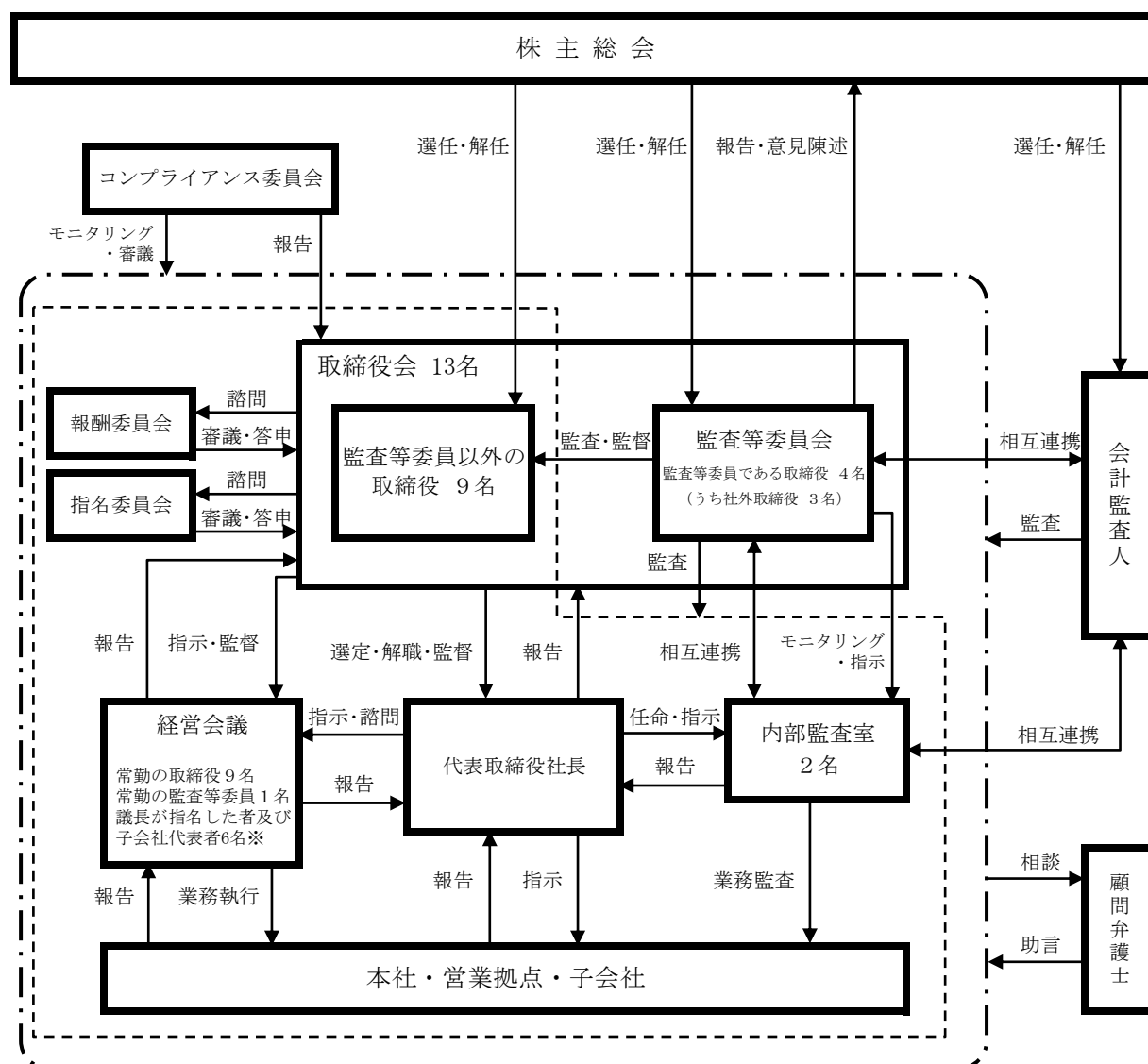
d. 企業集団に係る適時開示手続

当社は子会社6社を有しておりますが、経理部及び子会社管理担当部署は月次決算書等の提出を受け、総務部は適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成し取締役会の承認を得て開示いたします。

(4) 適時開示体制のモニタリング

常勤の監査等委員は、取締役会及び重要な会議への出席等により適時開示体制を対象とした監査を実施しております。

【コーポレート・ガバナンスの体制】



※ 子会社代表者には、兼務者を含みます。